

平成24年(行コ)第417号 公金支出金返還控訴事件

控訴人 渋谷 登美子 外2名

被控訴人 嵐山町長 岩澤 勝

答弁書

平成25年2月20日

東京高等裁判所第12民事部D3係 御中

〒336-0021 埼玉県さいたま市南区別所3-13-22-306

被控訴人訴訟代理人 弁護士 関口幸

電話 048-864-5628

FAX 048-864-5140



第1 控訴の趣旨（変更後の控訴の趣旨）に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

第2 追加された請求の原因（1月31日付け）に対する答弁

- 1 請求の原因第1項は認める。
- 2 同第2項は争う。本件補助金の交付は公序良俗に反するものではない。

第3 被控訴人の主張

- 1 被控訴人の主張は、原審において陳述したとおりである。
原判決は正当であるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

2 控訴理由書に対する反論

(1) 補助金支出に関する長の裁量について

嵐山町では「団体に対する補助金等交付要綱」において、下記の趣旨を行う団体に補助を行うと明記し、公表し、かつ団体の活動内容、活動状況を審査して当該団体に対し、補助金を交付している。

記

- 1 町の行政に協力し、これを推進する団体
- 2 町民の福利に密着し、かつ、公益的性格の強い事業を行う団体
- 3 町の産業及び教育、文化並びに体育の振興のため特に必要な研修または事業を行う団体

つまり、上記のいずれかの要件に合致すると認定されることは必要であり、そのためには、団体の組織の内容、活動実績などが審査され、決まるもので、長がこのような要件を無視して独断で認定したりしたものではなく、裁量権の濫用などない。

また、控訴人は、嵐山町の財政事情について述べているが、確かに厳しいものがあるのはその通りである。ただ、既に原審でも述べたとおり、団体に補助金を支出するのは、ただ意味もなく補助するのではなく、補助する理由としては、町が直接事業を実施するよりも町民（団体）が自ら進んで事業を行う方が効果的且つ効率的、迅速に事業が進むと考えられるからである。すなわち、町民が自ら企画立案し合意形成を行いながら進めることができ、効果的であり、協働のまちづくり、自治の名にふさわしい、と考えるからである。また、効率的とは、町が直接事業を実施する場合、それに伴う人件費、事業費が掛かるが、事業費自体は同様であるとしても人件費を含んだ事業費となると補助金の範囲内では到底収まらないものである。もしこの団体が、団体として活動しなくなつた場合、町が代わって団体が行っている事業を必要と考え行った場合、現在の補助金額では到底まかなうこととはできない。すなわち、全く費用対効果を検

討していない、などと言うことは当てはまらない。

(2) 据付金の使途について

控訴人は、「据付金の使途については、据付金交付要綱別表に據付対象事業として掲げられているものに直接関わるものに限定されるべきである。」と主張する。

既に原審に於いて主張したことの繰り返しになるが、嵐山町における据付金は、事業費に対する補助と団体に対する補助との2種類ある。本件2団体に対する補助は個々の事業に対する補助ではなく、団体に対する補助である。公益的活動をする団体を育成していくためのものである。原審、被告準備書面(2)で述べたとおり、団体に対する補助は、交付要綱第2条 別表だけに限定されない。この別表は、據付対象の主な事業を掲げたものに過ぎない。それ以外のものに当該団体が支出したからと言って、団体に対する補助が違法となるものではない。控訴人の主張は、事業費補助を事業費以外のものに支出したのではないかと主張するもので、本件団体に対する補助に当てはまらないものであつて誤りである。

以上

添付書類

1 訴訟委任状 1通